3. 環境影響評価法（環境アセスメント法）について

（1）法律の目的

環境影響評価法は、環境アセスメントを行うことは重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくためにとても重要であるとの考えのもとに作られています。

そして、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境アセスメントの手続を定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の免許など）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して行われるようにすることを目的としています。

環境影響評価法の目的

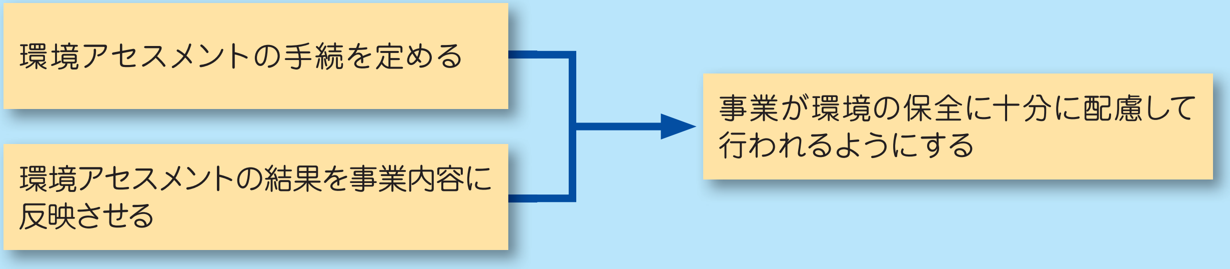

トピック 1　環境影響評価法の改正事項

環境影響評価法の完全施行から10年を経て浮かび上がってきた新たな課題への対応や、生物多様性の保全など、環境政策の課題の多様化・複雑化の中での環境アセスメントが果たすべき役割の変化などを踏まえて、2011年（平成23年）に環境影響評価法が改正されました。

▶主な改正事項

2012 年（平成24 年）4月1日施行

- 交付金事業を対象事業に追加
- 方法書段階における説明会の開催の義務化
- 事業者により作成される図書（環境アセスメント図書）のインターネットによる公表の義務化
- 評価項目等の選定段階において環境大臣が意見を述べる手続を規定
- 政令で定める市から事業者への直接の意見提出
- 都道府県知事等が免許等を行う者等である場合に環境大臣に助言を求める手続を規定

2013年（平成25年）4月1日施行

- 計画段階環境配慮書手続（配慮書手続）の創設
- 環境保全措置等の結果の報告・公表手続（報告書手続）の創設

（2）環境アセスメントの対象となる事業

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの 13 種類の事業です。

このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第 1 種事業」として定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととしています。この「第 1 種事業」に準ずる規模の事業を「第 2 種事業」として定め、手続を行うかどうかを個別に判断することとしています。つまり、「第 1 種事業」のすべてと、「第 2 種事業」のうち手続を行うべきと判断されたものとが、環境アセスメントの手続を行うことになります。また、規模が大きい港湾計画も環境アセスメントの対象となっています。

具体的な事業の種類と規模は、次のページの表のとおりです。

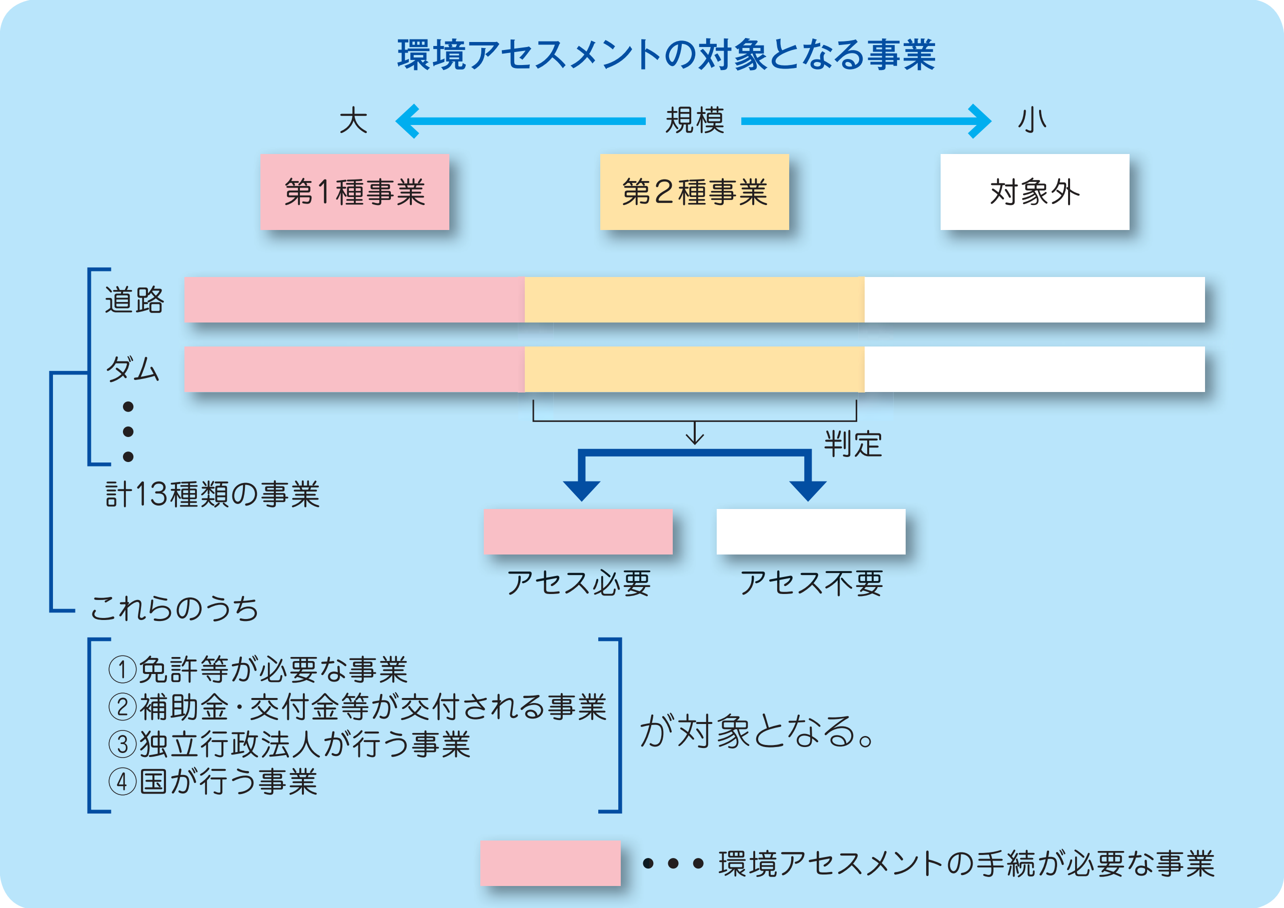

トピック 2　風力発電所を法対象事業に追加

低炭素社会への転換に当たり風力発電の導入が期待されている一方、風力発電所は、騒音・低周波音による健康影響や鳥類への影響等の環境影響が、国内においても問題とされています。

円滑な事業の実施のためには、環境保全に十分配慮することが必要ですが、一部の地方公共団体での環境アセスメントの条例等による対応はなされてきたものの、多くの地域においては、事業者による自主的な環境アセスメントが行われており、これまで必ずしも十分な対策はとられていませんでした。

このような実態を踏まえ、風力発電所の設置事業が法対象事業として追加されました。

環境アセスメントの対象事業一覧

	第１種事業 （必ず環境アセスメントを行う事業）	第２種事業 （環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業）
1　道路		
高速自動車国道	すべて	―
首都高速道路など	4車線以上のもの	―
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2　河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3　鉄道		
新幹線鉄道	すべて	―
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4　飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5　発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	―
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6　廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7　埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8　土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9　新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10　工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11　新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12　流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13　宅地の造成の事業（＊１）	面積100ha以上	面積75ha～100ha

○港湾計画（＊２）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上

（＊1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（＊2）港湾計画については、港湾環境アセスメント（14 ページ参照）の対象となる。

(3) 環境アセスメントの実施者

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。これは、そもそも環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当だからです。また、事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査・予測・評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。